

令和3年12月8日

壱岐市長 白川博一 様

壱岐市入札監視委員会

委員長 藤井 信孝

### 壱岐市入札制度の見直しについて（提言）

壱岐市入札監視委員会は、これまで3回にわたり平成31年4月から見直された壱岐市の入札制度にかかる4つの事項について検証を行い、入札及び契約手続における公正性、客観性及び透明性の向上を図るための、あるべき方向性について検討を行ってまいりました。

その結果、より望ましい入札制度の構築に向けて、下記のとおり提言しますので、壱岐市におかれましては、提言内容について積極的に実施されるようお願いいたします。

なお、制度の見直しにあたっては、十分に業者の理解が得られるものとする。

また、見直しを行った後も、引き続き本委員会において、その結果について分析し、効果を検証することとしたいので申し添えます。

### 記

#### 1. 一般競争入札の原則について

実施にあたっては条件を付し、不誠実な業者の参入を防止するなどの対策がなされており、現行の制度において引き続き実施されたい。

#### 2. 予定価格の事前公表について

予定価格を探る不正な行為を未然に防止する効果はあるものの、公表することにより、予定価格に極めて近い価格での入札や同額入札が増える一因となっている側面もあると思われるので、競争の原理をより働かせることができるよう制度の見直しを行われたい。

#### 3. 固定型最低制限価格について

過当な価格競争を抑制するため必要な制度であるが、固定型最低制限価格は、実質的に落札の目安が容易に類推でき、競争性を制限していると思われるので、最低制限価格及び予定価格同額に入札額が集中しないよう見直しを行われたい。

#### 4. 1者入札の原則取り止めについて

入札制度は複数の者が参加することにより競争性が図られるものであるが、一方で1者入札取り止めによる再度入札手続きに時間を要し、事業の進捗に遅延が生じ、工事時期の平準化を図る中で、業者の負担をさらに増やすこととなる。

このため、電子入札においては、入札時点では参加業者数は公表されておらず、競争性は担保されていると考えられるので、1者入札の取り扱いについて、見直しを検討されたい。